

追加説明および訂正

1~4 刷

【p89~100 に関する追加説明】

法人企業統計においては、付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課＋営業純益と定義されています。

これは、粗利益＝売上－売上原価とほぼ同じものです。

ただし、p 90 の(注) で注記しているように、売上原価の中には、工場での賃金が含まれている場合があります。このため、両者は正確には一致しません。

法人企業統計においては、付加価値の数字は年報では算出されているのですが、四半期統計においては算出されていません。また、企業の財務諸表等のデータでは、粗利益は計算できても、付加価値そのものは計算できない場合があります。このため、本書では付加価値の近似値として粗利益を用いている場合があります。こうした場合、上記の不一致がありうることに注意が必要です。

【訂正】

p 97

- ・ 図表 3-2 の「b 付加価値」を「b 粗利益」とします。
- ・ 1 行目、「付加価値比率 (f)」を「粗利益比率 (f)」とします。
- ・ 6 行目、「売上げに対する付加価値の比率 (f)」を「売上げに対する粗利益の比率 (f)」とします。

p 100

- ・ 1 行目、「g 欄の数字 (一人あたり付加価値)」を「g 欄の数字 (一人あたり粗利益)」とします。